



## 規制改革推進室

- 規制改革に関する企画・立案・総合調整及び推進を行っています。規制改革の実施事項について、担当府省や実施時期を定めた「規制改革実施計画」を取りまとめています。
- 規制改革推進会議の庶務を担当し、会議運営を行うとともに、「規制改革・行政改革ホットライン」で国民や企業等から要望を受け付けるなど、会議の活動を全面的にサポートしています。

Cabinet Office

## 規制改革推進会議

規制改革に関する事項を総合的に調査審議することを目的として、内閣府に設置された、内閣総理大臣の常設の諮問機関です。



規制改革推進会議で発言する内閣総理大臣

(首相官邸 HP [https://www.kantei.go.jp/jp/99\\_suga/actions/202010/07kiseikaikaku.html](https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202010/07kiseikaikaku.html))

### 委員

内閣総理大臣が任命する有識者委員で組織することとしており、19人（\*）が委員として任命されています。（\*令和3年3月末時点）

議長：小林 喜光 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長  
議長代理：高橋 進 株式会社日本総合研究所チエアマン・エメリタス



規制改革推進会議での議論の様子

### ワーキング・グループ

規制改革推進会議では、6つのワーキング・グループ（WG）を設置し、議論を行っています。

- ・成長戦略 WG
- ・雇用・人づくり WG
- ・投資等 WG
- ・医療・介護 WG
- ・農林水産 WG
- ・デジタルガバメント WG

## ● 活動状況・答申

例年秋頃に、重点的に審議する事項を提示した上で、調査審議を行っています。

会議で調査審議した結果は答申としてまとめ、内閣総理大臣に提出しています。答申は例年夏頃に取りまとめられておりますが、それ以外の時期に取りまとめることや、会議としての意見書を決定・公表することもあります。



規制改革推進会議 議長・座長会合の様子

(首相官邸 HP [https://www.kantei.go.jp/jp/99\\_suga/actions/202012/21tokku\\_kiseikaikaku.html](https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202012/21tokku_kiseikaikaku.html))

## ● 会議で扱った案件の例

規制改革推進会議では、近年、以下の規制改革に関する案件を議論しました。

### ◆ 書面・押印・対面の見直し

- ・ 行政手続における書面・押印・対面の見直し
- ・ 民間の手続の書面・押印・対面の見直し

### ◆ オンライン診療・服薬指導の恒久化、オンライン教育の一層の充実

### ◆ 専任・常駐義務等の見直し

例)

- ・ 産業医の常駐及び兼務要件の緩和
- ・ 一般用医薬品販売規制の見直し
- ・ 特定建築物の建築物環境衛生管理技術者の兼務要件の合理化
- ・ 監理技術者の配置における専任要件の更なる合理化

### ◆ テレワークの普及・促進

### ◆ 規制のデジタル・トランスフォーメーション

例)

- ・ インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備
- ・ 最先端の医療機器の開発・導入の促進

### ◆ 地方を含めた経済活性化・成長路線への回復に向けた規制改革

例)

- ・ 強い農林水産業の創出による地域経済の活性化
- ・ 飲食店等の道路占用許可基準の緩和
- ・ 生産性向上に向けた物流改革

## 規制改革実施計画（閣議決定）

「規制改革実施計画」は、規制改革推進会議の答申において示された実施事項について、政府として計画的かつ着実に実行するために、担当府省や実施時期を定めた計画として整理したものです。

例年夏頃に「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太方針）等とともに閣議決定しています。

計画に盛り込まれた事項の実施状況については、担当府省から報告を求め、それに対する評価（「解決」「継続フォロー」「要改善」等）を規制改革推進会議に報告・公表するというフォローアップを毎年実施しています。

## 規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）

広く国民や企業等から規制改革に関する提案を受け付けるために「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」を設置しています。

お寄せいただいた提案のうち、規制改革に関する提案については規制改革推進室を中心として、行政改革に関する提案は行政改革推進本部事務局（内閣官房）を中心として対応しております。

受け付けた規制改革に関する提案は、所管省庁に対して検討を要請しています。所管省庁から得た回答は、内閣府ホームページにおいて公表するとともに、規制改革推進会議の各ワーキング・グループに定期的に報告し、改善措置が必要な場合は、会議でも議論を行い、その結果を答申に盛り込むこととしています。



記者会見で規制改革に関する取組を紹介する河野大臣